

1 報告事項 総合特区の支援措置等の活用状況

1 規制の特例措置

(1) 工場等新增設促進事業（工場立地に係る緑地規制の緩和）

○ 工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画（特区計画）の認定を受けた市町村は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

⇒ 特区計画に、「ボーイング787等量産事業」として**6市町（名古屋市、半田市、関市、瑞浪市、各務原市、笠松町）**の事業を位置付け。**名古屋市、半田市、各務原市の3市は条例制定、施行済み**。残りの3市町は平成26年4月施行予定（笠松町は条例制定済み、関市及び瑞浪市は3月条例制定予定）。

(2) 関税暫定措置法第4条（航空機部分品等の免税）の手続の簡素化

○ 「減免税物品に関する帳簿」について、関税暫定措置法基本通達に定める様式にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする。輸入後に税関が行う事後確認について、過去の確認実績に応じて柔軟に簡略化を実施。

⇒ **1社**で適用

(3) 既存工場増築に関わる建築規制の緩和

○ 既存不適格建築物について、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が現行基準に準ずる基準（耐震診断基準等）に適合する場合等には、既存部分の延べ面積の2分の1を超える大規模な増改築を可能とする。

⇒ **1社**で適用

2 税制上の支援措置（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

○ 国際戦略総合特区内で特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等（機械・装置：2,000万円以上、開発研究用器具・備品：1,000万円以上、建物・附属設備・構築物：1億円以上のもの）を取得した場合における特別償却（取得価額の50%（建物等25%））又は税額控除（取得価額の15%（建物等8%））。

○ 特区計画に、「ボーイング787等量産事業」、「関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業」、「MRJプロジェクト事業」の3事業を位置付け。

○ 支援措置を活用するためには、適用を受ける**指定法人**を指定することが必要。

⇒ **18法人**（愛知県7法人、岐阜県10法人、三重県1法人）を指定済み。

<指定法人>

指定県	法人の名称	主な事業所の所在地	指定年月日
愛知県	富士重工業	半田市	平成24年5月9日
	川崎重工業	弥富市	平成24年5月11日
	渡辺精密工業	名古屋市港区	平成25年12月6日
	伊藤鉄工	津島市	平成25年12月6日
	アイコクアルファ	稲沢市	平成25年12月16日
	小池製作所	名古屋市緑区	平成26年1月15日
	小坂鉄工所	名古屋市南区	平成26年2月3日
岐阜県	光製作所	笠松町	平成25年12月13日
	榎本ビーエー	各務原市	平成25年12月13日
	加藤製作所	各務原市	平成25年12月13日
	今井航空機器工業	各務原市	平成25年12月13日
	天龍エアロコンポーネント	各務原市	平成25年12月20日
	ナブテスコ	垂井町	平成25年12月20日
	旭金属工業	安八町	平成25年12月20日
	メイラ	関市	平成26年2月14日
	ヤシマ	各務原市	平成26年2月14日
偕行産業	可児市	平成26年2月14日	
三重県	南条製作所	鈴鹿市	平成25年12月13日

3 金融上の支援措置（国際戦略総合特区支援利子補給金）

○ 総合特区の推進に資する事業を行う者が、国の指定を受けた金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関に利子補給金（補給率 0.7%以内：5年間）を支給。

○ 特区計画に、「ボーイング787等量産事業」、「関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業」、「MRJプロジェクト事業」の3事業を位置付け。

⇒**10件**で活用（対象融資額 総額 40億7千万円）

4 財政上の支援措置（総合特区推進調整費）

○ 各府省庁の予算を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省庁に移し替えて機動的に補完する内閣府予算。

⇒ 特区計画に、「次世代航空機開発促進事業」及び「地域発！国際戦略総合特区支援事業」の2事業を位置付け、経済産業省の「地域新産業戦略推進事業」で総合特区推進調整費（34,629千円）を活用。